

平成30年8月8日
防災街づくり担当部

世田谷区ブロック塀等緊急除却助成制度の新設について

(付議の要旨)

安全で災害に強いまち世田谷を実現するための緊急安全対策として、安全性を確認できないブロック塀等の除却費用の一部を助成する制度を新設する。

1 主 旨

本年6月18日に発生した大阪北部地震での通学路における児童死亡事故を踏まえ、安全性を確認できないブロック塀等への対応を緊急的に取り組む必要がある。道路沿いのブロック塀等の中には、建築基準法の基準に合致しないもの、劣化・損傷しているもの等、安全上問題のあるものが見受けられる。

さらに、こうしたブロック塀等は、建築物の新築や改築に伴って改修や補強等が行なわれるまでは、建築基準法に適合しないまま長期間存置される可能性がある。

ついては、震災から区民の生命を守り、安全で災害に強いまち世田谷を実現するための緊急安全対策として、通学路を含めた区内の道路沿道に設置されている安全性を確認できないブロック塀等の除却を促進することとし、平成31年度末までの期限付で除却費用の一部を助成する制度を新設する。

なお、世田谷みどり33の取組みを踏まえ、本制度によるブロック塀等撤去後の生垣化など接道部緑化を促進するよう、緑化助成の担当所管と連携して取り組む。

ブロック塀等とは、ブロック塀、万年塀、組積造塀(附属する門を含む)のこと

2 経 緯

平成30年	6月18日	大阪北部地震
	6月20日～	教育委員会職員による全学校(園)の敷地内のブロック塀等の目視点検
	6月21日～	区が所有・管理する建物と土地のブロック塀等の点検調査

3 制度の概要

(1) 期間 平成30年9月～平成32年3月末(概ね1年6ヶ月)

(2) 助成対象 建築基準法上の道路、公衆用道路又は不特定多数の通行の用に供している通路に面して設置された、高さ0.8mを超えるブロック塀等を除却する工事(部分除却を除く)。ただし、安全性を確認できるブロック塀等については除く。

(3) 助成対象者 ブロック塀等の所有者、又は土地所有者(個人、法人、区内在住を問わず)。ただし、建物の新築・改築、開発行為等に伴う除却は除く。住民税を滞納している者は対象外とする。
なお、共有物等は、共有者全員の同意が得られた場合に限る。

(4) 助成額 次の または の額のうち低い額を交付する。
1 m当たりの助成単価×ブロック塀等の除却延長
助成単価 ブロック塀取壊し(人力)の積算価格の1/3程度
地盤面からの塀の高さ
0.8 m超～1.2 m以下 5,000円/m
1.2 m超～2.0 m以下 10,000円/m
2.0 m超 15,000円/m
除却にかかった実際の費用(消費税含む)

(5) 助成限度額 30万円

4 制度の周知

区の広報(平成30年9月15日号) HPによる周知

町会・自治会への回覧

学校・PTAへの周知

通学路緊急点検により指摘されたブロック塀等の所有者への個別対応

制度周知にあたっては、ブロック塀等撤去後の生垣化など接道部緑化を働き掛ける緑化助成制度の内容を含む案内チラシを作成する。

5 所要経費 (平成30年度補正予算予定)

(1) 助成金: 1,500万円

(高さ1.2 m超から2.0 m以下のブロック塀延長10 m / 1軒
×150件 (25件/月×6ヶ月))

特定財源については、防災・安全交付金等の効果促進事業の活用について検討したが、関東地方整備局によると建築基準法に適合しないブロック塀等の除却は、効果促進事業の助成対象外とのことであり、現時点では特定財源の導入は見込めない。

(2) 周知チラシ作成等: 21万4千円

6 今後のスケジュール(予定)

平成30年 9月 都市整備常任委員会報告

助成要綱制定

助成制度運用開始